寒河江市GIGAスクール構想タブレットPC端末 家庭活用ガイドライン

令和３年１月２０日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　寒河江市教育委員会

１　目的

　学習機会の充実に向け、自宅でもタブレットPC端末を活用した学習を有効かつ安全にできるよう、寒河江市教育委員会で整備した端末を持ち帰って家庭で利用するにあたり、必要なルールを示す。

２　必要な物品・環境

（１）タブレットPC端末

・　保護者からの申請により、児童生徒に１人に１台のタブレットPC端末を貸与する。

・　貸与された端末を利用する際は、「３ 利用における注意事項」を遵守すること。

（２）インターネット接続環境

・　家庭におけるインターネット接続環境の整備・無線LAN（Wi-Fi）接続は保護者が行うこと。

・　携帯通信（LTE）を利用する場合は、パケット量が多く発生する場合があるので注意すること。

・　保護者からの申請を受け、教育委員会が必要と判断した際には、モバイルルーター端末を保護者に貸与するものとする。ただし、回線を使用する場合に生じる料金については保護者の負担とする。

３　利用における注意事項

（１）端末の利用者は、以下の内容を遵守すること。

・　毎日タブレットPC端末を持って登校すること。

・　端末は毎日自宅で充電を行うこと。

・　端末のそばでの飲食はしない。（端末を机上に置いたままその机で食事するなど）

・　ユーザーID やパスワードは、他人に教えないこと。

・　端末を利用していて不具合が生じた場合は、速やかに学校へ報告すること。

・　端末は自己管理し、その利用及び破損・紛失・盗難に注意すること。

・　破損・紛失・盗難等が生じた場合は、遅滞なく学校へ報告し指示を仰ぐこと。

（意図的な原因により破損などした場合、修理費用の請求等もあり得る。）

・　USBメモリ等の外部装置や周辺機器は接続・利用しないこと。

・　学校から指示の無いファイルのダウンロードやソフトのインストールはしないこと。

・　学習に関係ないインターネットの活用はしないこと。

（学習に関係のないサイトの閲覧・動画の視聴・SNS への書き込み、写真・動画の配信など）

・　学校などのシステムを調べたり破ったりする行為、他人のIDの不正利用、ハッキング行為、  
他人への誹謗中傷にあたる行為（SNS・掲示板への投稿）などはしないこと。

４　その他

（１）本ガイドラインに記載の無い事項については、随時、教育委員会で協議し決定する。

（２）端末のインターネット接続に関するサポートは、学校では行わない。